



2026 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 D A I K O X T E C H 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 松山 晃一郎
(コード番号：8023 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員コーポレート本部長 CFO 間 渕 剛 志
(T E L : 0 3 - 3 2 6 6 - 8 1 1 1)

**従業員持株会を活用したインセンティブ・プラン導入に伴う
第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、従業員持株会を活用したインセンティブ・プラン（以下、「ESOP 信託」といいます。）導入に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 9 月 3 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 356,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,024 円
(4) 処分総額	364,953,600 円
(5) 処分方法（処分予定先）	第三者割当の方法による (日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株 ESOP 信託口))
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、価値観である「五方良し経営」に基づく従業員への資産形成支援の一環として、当社従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与及び当社従業員が株主として当社に資本参加することによるエンゲージメント向上を通じ、当社の企業価値向上を促すことを目的として、2026 年 8 月 10 日開催の取締役会で ESOP 信託の導入を決議いたしました。

本自己株式処分は、ESOP 信託の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する従業員持株 ESOP 信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株 ESOP 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、信託期間中に本信託が当社持株会に譲渡すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 13,868,408 株に対し 2.57% (小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 126,442 個に対する割合 2.82%) となります。

3. 処分株式数等の合理性

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は信託期間中に当社持株会に譲渡されるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。また、当社株式の流動性の観点からも、ESOP 信託を通じて最終的には持株会会員である従業員が個人株主として当社株式を保有することとなり、流通株式数の増加を通じて、当社株式の流動性向上にも資するものと考えております。

「従業員持株 ESOP 信託」の概要については、2026 年 8 月 10 日付で公表いたしました「従業員持株会を活用したインセンティブ・プラン導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、2026 年 8 月 10 日付「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けの決定に関するお知らせ」のとおり、当社は 2026 年 8 月 12 日付で 170,000 株を上限に自己株式取得を予定しております。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2026 年 8 月 28 日（予定）
信託の期間	2026 年 8 月 28 日～2031 年 2 月 7 日（予定）
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る本取締役会決議日の前営業日（2026 年 8 月 7 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 1,024 円としております。本取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、本取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、上記処分価額につきましては、当社監査等委員会（3 名、うち 2 名は社外監査等委員）が、

処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、希薄化率が 25%未満であり、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上